

「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）募集要領

1 趣旨

急速な高齢化に伴い、2025年には、全国で認知症の人が約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人、本県においても約45万人に達すると見込まれており、認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものとなっています。

認知症の方ご本人が自分らしく暮らす姿を、自らの言葉で積極的に発信していくことは、認知症や認知症の方に対する理解を深めるために、大変重要です。

これまで県では、県民向けのイベントやシンポジウム等において認知症の方ご本人に自ら発信していただくなど、認知症に対する理解の促進に取り組んできました。

しかし、発信の場はまだ十分とはいえず、より多くの県民の皆様が認知症について理解していただくため、さらなる取組が必要です。

そこで、県では、認知症の方ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）を創設します。

講演等での普及啓発に限らず、認知症の方がいきいきと輝いている姿を、ご本人に広く発信していただくため、「かながわオレンジ大使」になっていただける方を募集します。

＜「かながわオレンジ大使」とは～神奈川県らしいあり方を目指して～＞

本県には、既に活動されている認知症の方ご本人が多くいらっしゃることから、神奈川県らしい大使のあり方について、そうした認知症の方ご本人やご家族、支援者の皆様から御意見を伺ってきました。

「国の本人大使は特別な人という感じ。認知症の人はそういう人ばかりではないということを知りたい。」「1人で活動するのは難しい。複数ならできるかもしれない。」「失敗したときに傷つきたくない。」「これまで活動してきた人以外にもやりたい人がいるかもしれないので、公募にするのがよい。」「選考はなじまない。登録制のようにするのがよい。」といったご意見を踏まえ、本県では、「大使」の人数は定めず、なるべく応募された方全員に、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただくことにしました。

2 任期

委嘱日から2年間（任期途中の退任及び任期満了後の再任はさまたげません。）

3 活動内容

「かながわオレンジ大使」として県が依頼する認知症理解のための普及啓発活動のうち、本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行う。

＜県が依頼する認知症の普及啓発活動の例＞

- ア 講演会の講師やパネリスト（進行役との質疑応答なども含む）
- イ 認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトへの協力
（講師との質疑応答なども含む）
- ウ 県広報誌等への寄稿（インタビューへの応答なども含む）
- エ 広報映像への出演（介護現場で働いたり、趣味を楽しむ姿など）
- オ ピアサポート活動（認知症カフェや本人ミーティング、講演会など本人や家族が集う場での本人支援の活動）
- カ イベント等での楽器の演奏や歌などのパフォーマンス
- キ スポーツイベントへの参加
- ク 美術作品等の紹介
- ケ 「かながわオレンジ大使」事業の企画・運営
- コ 市町村や関係機関からの依頼による活動 ほか

※自主的な活動をさまたげるものではありません。

4 要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に意欲があり、県と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・所在市町村名・疾患名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではありません。）

5 応募方法

- (1) 応募用紙を電子メール、郵送またはファクシミリにより下記送付先あてお送りください。
- (2) 自薦、他薦は問いませんが、他薦の場合は必ずご本人の同意を得てください。

送付先

神奈川県高齢福祉課高齢福祉グループ宛

電子メール：anshinkaigo@pref.kanagawa.jp

郵 送：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

ファクシミリ：045-210-8874

電 話：045-210-4846（直）

※ファクシミリで応募用紙をお送りいただく場合は、確認のため、送付後にお電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

6 決定方法

応募用紙を審査のうえ、決定します。

7 募集時期・公表までのスケジュール

募集期間 令和3年1月27日（水）～令和3年2月16日（火）
（当日消印有効）

書類審査 令和3年2月

公表・委嘱 令和3年3月

8 公表

結果についてはご本人及び推薦者あてに通知します。また、かながわオレンジ大使の委嘱については県ホームページ及び記者発表等により公表します。